

3. 第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）

【休学者に係る第二種奨学生の推薦について】

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学生として申請することができます。

1. 推薦対象

(1) 推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ・ 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

(2) 対象学年

- ・ 全学年

(3) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
 - ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - ・ 家計基準は、本機構で2020年度（2019年分）の収入情報を確認します。
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度（2020年度）中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている学生等
 - ・ 推薦時に当該活動を行っていなくとも、令和3年3月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。
 - ・ 申請時において既に活動が終了し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
- ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

2. 申込期限と提出書類

- ※ 経済支援係から送付する手続き案内で確認ください。
- ※ 書類郵送請求期限は 12月21日（月）とします。

3. 貸与期間

(1) 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）

- ※ 活動開始年月が令和 2 年 3 月以前であっても令和 2 年 4 月が貸与始期となります。
- ※ 活動開始年月が令和 3 年 4 月以降の場合は、申し込むことができません。

(2) 貸与終期

原則として卒業予定期

- ※ 当該休学期間における貸与期間は、最大 1 年間です。
 - ・ 貸与始期から 1 年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」（後記 4. (1) ②参照）の活動期間及び休学期間に基づき、機構において休止処理を行います。
- ※ 当該休学期間に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で 1 年間貸与期間を延長することができます。
- ※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。
- ※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

(3) 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、「奨学金案内」又は本機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4. その他

(1) 貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うよう、ご指導願います。